

中国語原文	日本語仮訳
<p>附件 2:</p> <p style="text-align: center;"><b>货物贸易外汇管理指引实施细则</b></p> <p><b>第一条</b> 依据《货物贸易外汇管理指引》及有关规定，制定本细则。</p> <p><b>第二条</b> 境内机构（以下简称企业）出口后应当按合同约定及时、足额收回货款或按规定存放境外；进口后应当按合同约定及时、足额支付货款。</p> <p style="text-align: center;">企业收取货款后应当按合同约定及时、足额出口货物；支付货款后应当按合同约定及时、足额进口货物。</p> <p style="text-align: center;">第一章 企业名录管理</p> <p><b>第三条</b> 企业依法取得对外贸易经营权后，需持《货物贸易外汇收支企业名录登记申请书》（见附 1）、法定代表人签字并加盖企业公章的《货物贸易外汇收支业务办理确认书》（以下简称《确认书》，见附 2）及下列资料有效原件及加盖企业公章的复印件，到所在地外汇局办理“贸易外汇收支企业名录”（以下简称名录）登记手续：</p> <p>（一） 《企业法人营业执照》或《企业营业执照》副本；</p> <p>（二） 《中华人民共和国组织机构代码证》；</p> <p>（三） 《对外贸易经营者备案登记表》，依法不需要办理备案登记的可提交《中华人民共和国外商投资企业批准证书》或《中华人民共和</p>	<p>添付ファイル 2:</p> <p style="text-align: center;"><b>貨物貿易外貨管理手引の実施細則</b></p> <p><b>第一条</b> 「貨物貿易外貨管理試行手引き」及び関連規定に基づき、本細則を制定する。</p> <p><b>第二条</b> 域内機関（以下「企業」という）は、輸出後、契約書で約定された期日迄に、貨物代金の全額を回収または規定に基づき域外に存置しなければならない。輸入後、契約書で約定された期日迄に、貨物代金の全額を支払わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">企業は貨物代金受取後、契約書で約定された期日迄に、対象貨物全てを輸出しなければならない。貨物代金支払後、契約書で約定された期日迄に、貨物すべてを輸入すること。</p> <p style="text-align: center;">第一章 企業リストの管理</p> <p><b>第三条</b> 企業は、法律に基づき対外貿易經營権を取得した後、「貨物貿易外貨收支企業リスト登録申請書」（添付 1 参照）、法定代表人の署名および法人印の捺印のある「貨物貿易外貨收支業務確認書」（以下「確認書」という、添付 2）および下記有効書類の原本および法人印の捺印のあるコピーを持参し、所在地の外管局にて「貿易外貨收支企業リスト」（以下「リスト」という）登録手続きを行うこと：</p> <p>（一） 「企業法人營業許可書」または「企業法人營業許可書」の副本；</p> <p>（二） 「中華人民共和國組織機關コード証」；</p> <p>（三） 「対外貿易經營者届出登記表」、法に基づき届出登記が不要の場合は「中華人民共和國外商投資企業批准証書」または「中</p>

国台、港、澳投资企业批准证书》等；

(四) 外汇局要求提供的其他资料。

外汇局审核有关资料无误后为其办理名录登记手续。

无对外贸易经营权的企业，确有客观需要开展贸易外汇收支业务的，办理名录登记时可免于提交本条第一款第(三)项规定的资料。

**第四条** 从事对外贸易的保税监管区域企业（以下简称区内企业）按照保税监管区域外汇管理有关规定办理外汇登记手续时，应当签署《确认书》。区内企业在取得相关外汇登记证明并签署《确认书》后自动列入名录。

**第五条** 外汇局对于本细则实施后新列入名录的企业实施辅导期管理。在其发生首笔贸易外汇收支业务之日起 90 天内，外汇局进行政策法规、系统操作等辅导。

企业应当在辅导期结束后 10 个工作日内，持书面材料到外汇局报告辅导期内发生的货物进出口与贸易外汇收支的逐笔对应情况。

**第六条** 名录内企业的企业名称、注册地址、法定代表人、注册资本、公司类型、经营范围或联系方式发生变更的，应当在变更事项发生之日起 30 天内，持相应变更文件或证明的原件及加盖企业公章的复印件到所在地外汇局办理名录变更手续。

華人民共和國台灣、香港、マカオ投資企業批准證書」等を提出する。

(四) 外管局が提出を求めるその他の資料。

外管局は関連資料を審査し、誤りがないことを確認した後、リスト登録手続きを行う。

対外貿易経営権のない企業に対しては、貿易外貨受取・支払業務を行う客観的必要性がある場合、リスト登録時に本条の第一項第三に規定する資料の提出を免除できる。

**第四条** 対外貿易に従事する保税監督管理区域の企業（以下、「区内企業」という）は保税監督管理区域外貨管理関連規定に基づき、外貨登記手続き時に「確認書」に署名しなければならない。区内企業は「保税監督管理区域外貨登記証」を取得し、且つ「確認書」に署名した後、自動的にリストに追加される。

**第五条** 外管局は本細則の実施後、新規にリストに追加された企業に対し指導期間を設け管理する。外管局は初回の貿易外貨受取・支払業務の発生日より 90 日以内に、政策・法規に従い、システム操作などの指導を行う。

企業は当該指導期間終了後 10 営業日以内に、書面資料を外管局に持参し、指導期間内に発生した貨物の輸出入と貿易外貨受取・支払との一致状況を都度報告しなければならない。

**第六条** リストにある企業の企業名、登録住所、法定代表人、登録資金、企業類型、経営範囲または連絡先に変更がある場合は、変更事項の発生日より 30 日以内に変更書類または証明書類の原本と企業公章の捺印のあるコピーを所在地の外管局に持参し、リスト変更手続きを行わなければならない。

**第七条** 名录内企业发生下列情况之一，应当在30天内主动到所在地外汇局办理名录注销手续：

- (一) 终止经营或不再从事对外贸易；
- (二) 被工商管理部门注销或吊销营业执照；
- (三) 被商务主管部门取消对外贸易经营权。

**第八条** 名录内企业发生下列情况之一，外汇局可将其从名录中注销：

- (一) 发生本细则第七条规定情况；
- (二) 区内企业已办理保税监管区域外汇登记注销手续；
- (三) 连续两年未发生贸易外汇收支业务；
- (四) 外汇局对企业实施现场核查时，通过企业名录登记信息所列联系方式无法与其取得联系；
- (五) 外汇局认定的其他情况。

**第九条** 外汇局通过“货物贸易外汇监测系统”（以下简称“监测系统”）向金融机构发布全国企业名录。金融机构不得为不在名录的企业直接办理贸易外汇收支业务。不在名录的企业应当到外汇局办理名录登记手续。

## 第二章 贸易外汇收支业务审核

**第十条** 本细则所称的企业贸易外汇收支包括：

**第七条** リスト内の企業に下記のいずれかの状況が発生した場合、30日以内に自主的に所在地の外管局にてリスト登録抹消手続きを行わなければならない。

- (一) 経営を終了、または今後対外貿易に従事しない
- (二) 工商管理部门による登録抹消または営業許可書の剥奪
- (三) 商務主管部门による対外貿易経営権の取消

**第八条** リスト内の企業に下記のいずれかの状況が発生した場合、外管局はリストから登録を抹消できる。

- (一) 本細則第七条に定める状況が発生した場合
- (二) 区内企業がすでに保税監督管理区域で外貨登記抹消手続きを行った場合
- (三) 2年連続で、貿易外貨の受取・支払業務が行われない場合；
- (四) 外管局の企業現場検査時、企業リスト登録情報にある連絡方法で連絡が取れなかった場合
- (五) 外管局が認めるその他の状況

**第九条** 外管局は「貨物貿易外貨モニタリングシステム」（以下、「モニタリングシステム」という）を通じ、金融機関に全国企業のリストを公布する。金融機関はリストに記載のない企業に対し貿易外貨収支業務を行ってはならない。リストに記載のない企業は外管局にてリスト登録手続きを行わなければならない。

## 第二章 貿易外貨収支業務審査

**第十条** 本細則における企業の貿易外貨受取・支払は以下を含む。

(一) 从境外、境内保税监管区域收回的出口货款，向境外、境内保税监管区域支付的进口货款；

(二) 从离岸账户、境外机构境内账户收回的出口货款，向离岸账户、境外机构境内账户支付的进口货款；

(三) 深加工结转项下境内收付款；

(四) 转口贸易项下收付款；

(五) 其他与贸易相关的收付款。

**第十一条** 企业应当按国际收支申报和贸易外汇收支信息申报规定办理贸易外汇收支信息申报，并根据贸易外汇收支流向填写下列申报单证：

(一) 向境外付款（包括向离岸账户、境外机构境内账户付款）的，填写《境外汇款申请书》或《对外付款/承兑通知书》；

(二) 向境内付款的，填写《境内汇款申请书》或《境内付款/承兑通知书》；

(三) 从境外收款（包括从离岸账户、境外机构境内账户收款）的，填写《涉外收入申报单》；

(四) 从境内收款的，填写《境内收入申报单》。

**第十二条** 金融机构为企业办理贸易外汇收支业务时，应当通过监测系统查询企业名录状态与分类状态，按本细则规定对其贸易进出口交易单证的真实性及其与贸易外汇收支的一致性进行合理审查。

金融机构应当按照国际收支申报和贸易外汇收支信息申报规定审核企业填写的申报单

(一) 域外、域内の保税監督管理区域から回収した輸出貨物代金、及び域外、域内保税監督管理区域へ支払う輸入貨物代金

(二) オフショア口座、域外機関の域内口座から回収した輸出貨物代金、及びオフショア口座、域外機関の域内口座へ支払う輸入貨物代金

(三) 転廠項目下にある域内受取・支払

(四) 仲介貿易における受取・支払

(五) その他貿易関連の受取・支払

**第十一条** 企業は国際収支申告と貿易外貨収支情報申告に関わる規定に基づき、貿易における外貨収支情報を申告しなければならない。また、貿易における外貨収支フローに基づき下記の申告書類に記入しなければならない。

(一) 域外（オフショア口座、域外機関の域内口座を含む）への支払いは、「域外送金申請書」または「対外支払/手形引受通知書」に記入

(二) 域内への支払いは「域内送金申請書」または「域内支払/手形引受通知書」に記入

(三) 域外（オフショア口座、域外機関の域内口座を含む）より代金を受け取る場合は、「域外収入申告書」に記入

(四) 域内で代金を受け取る場合は、「域内収入申告書」に記入

**第十二条** 金融機関は、企業のために貿易外貨収支業務を取扱う場合、モニタリングシステムを通じて企業のリスト登録状況と分類状況を確認し、本細則の規定に基づき、取引に関わる証票の真実性及び貿易と外貨収支との一致性を合理的に審査しなければならない。

金融機関は、国際収支申告と貿易外貨収支情報申告規定に基づき、企業の記入した申告エビデ

证，及时向外汇局报送信息。

**第十三条** 企业贸易外汇收入应当先进入出口收入待核查账户（以下简称待核查账户）。待核查账户的收入范围限于贸易外汇收入（含转口贸易外汇收入，不含出口贸易融资项下境内金融机构放款及境外回款）；支出范围包括结汇或划入企业经常项目外汇账户，以及经外汇局登记的其他外汇支出。待核查账户之间资金不得相互划转，账户资金按活期存款计息。

**第十四条** 企业可以根据其真实合法的进口付汇需求提前购汇存入其经常项目外汇账户。金融机构为企业办理付汇手续时，应当审核企业填写的申报单证，并按以下规定审核相应有效凭证和商业单据：

- （一）以信用证、托收方式结算的，按国际结算惯例审核有关商业单据；
- （二）以货到付款方式结算的，审核对应的进口货物报关单或进口合同或发票；
- （三）以预付货款方式结算的，审核进口合同或发票。

因合同变更等原因导致企业提前购汇后未能对外支付的进口货款，企业可自主决定结汇或保留在其经常项目外汇账户中。

**第十五条** 企业应当按照“谁出口谁收汇、谁进口谁付汇”原则办理贸易外汇收支业务，捐赠项下进出口业务等外汇局另有规定的情况除

外，应当及时、准确、完整地向外汇局报送信息。企业应当通过外汇局指定的系统报送信息，不得通过其他渠道报送信息。

**第十三条** 企業の貿易外貨収入は一旦輸出収入審査待ち口座（以下「審査待ち口座」という）に振り替えなければならない。審査待ち口座の入金範囲は貿易外貨収入（仲介貿易外貨収入を含み、輸出貿易金融項目下の域内金融機関の実行資金及び域外からの回収資金を含まず）に限定する。支払範囲は外貨の人民元転或いは企業經常項目下の外貨口座への振替、及び外管局に登録したその他の外貨支出を含む。審査待ち口座間の資金移動は禁止され、口座内の資金は普通預金として利息を計算する。

**第十四条** 企業は真実で合法的な輸入外貨支払の需要に基づき、事前両替で預け入れた外貨を經常項目下の外貨口座に預け入れることができる。金融機関は企業の外貨支払或いは L/C 開設の取扱いを行う場合、企業の申告書類を審査し、且つ、以下の規定に基づき有効なエビデンスと商業証憑を審査しなければならない。

- （一）L/C、取立方式で決済する場合、国際決済慣例に基づき関連の商業証憑を審査。
- （二）代金後払いの方式で決済する場合、関連の輸入貨物通関申告書或いは輸入契約、インボイスを審査。
- （三）前払いで決済する場合、輸入契約或いはインボイスを審査。

契約変更など原因で企業が事前に外貨購入後輸入代金を支払わない場合、企業は人民元転又は經常項目外貨口座での保留を自主的に決定することができる。

**第十五条** 寄付項目下の輸出入業務等の国家が別途定める規定がある場合を除き、企業は「輸出者と代金受取人が一致し、輸入者と代金支払

外。

代理进口、出口业务应当由代理方付汇、收汇。代理进口业务项下，委托方可凭委托代理协议将外汇划转给代理方，也可由代理方购汇。代理出口业务项下，代理方收汇后可凭委托代理协议将外汇划转给委托方，也可结汇后将人民币划转给委托方。

**第十六条** 进口项下退汇的境外付款人应当为原收款人、境内收款人应当为原付款人。出口项下退汇的境内付款人应当为原收款人、境外收款人应当为原付款人。

金融机构为企业办理贸易收汇的退汇支付时，对于因错误汇入产生的退汇，应当审核原收汇凭证；对于其他原因产生的退汇，应当审核原收入申报单证、原出口合同。

金融机构为企业办理贸易付汇的退汇结汇或划转时，对于因错误汇出产生的退汇，应当审核原支出申报单证；对于其他原因产生的退汇，应当审核原支出申报单证、原进口合同。对于退汇日期与原收、付款日期间隔在 180 天（不含）以上或由于特殊情况无法按照本条规定办理退汇的，企业应当先到外汇局办理贸易外汇业务登记手续。

**第十七条** 企业的进出口贸易应当通过金融机构办理结算。因汇路不畅需要使用外币现钞结

人的一致」の原則に従い、貿易外貨収支業務を取扱わなければならない。

代理輸入・輸出業務は代理側で外貨支払・外貨受取を行わなければならない。代理輸入業務では、委託側は委託代理契約に基づき外貨を代理側に振り替えるか、または、代理側が外貨を購入することができる。代理輸出業務では、代理側は外貨を受取った後に、委託代理契約に基づき外貨を委託側に振替えるか、または、外貨を人民元転して委託側に振替えることができる。

**第十六条** 輸入項目下の払戻金について、域外支払人は元の受取人で、域内受取人は元の支払人でなければならない。輸出項目下の払戻金については、域内支払人は元の受取人、域外受取人は元の支払人でなければならない。

金融機関は、企業のために貿易外貨収入の外貨の払い戻しを行う場合、誤った入金により発生した払戻金に対しては、原外貨収入証憑を審査しなければならない。その他の原因により発生した払戻金に対し、原収入申告証憑と輸出契約を審査しなければならない。

金融機関は、企業に貿易外貨支払の払戻金の人民元転或いは振替を行う場合、誤った仕向け送金に伴う払戻金に対しては、元の支出申告証憑を審査しなければならない。その他の原因に伴う払戻金に対して、原支出申告証憑と輸入契約を審査しなければならない。返金日と元の代金受取・支払期日の間が 180 日を超えている（180 日を含まず）、或いは特別な事情により本規定に照らして払戻しを行うことができない場合、企業は外管局に貿易外貨業務の登記手続を行わなければならない。

**第十七条** 企業の輸出入貿易は金融機関を通じて決済が行わなければならない。客観的な必要

算的，外币现钞结汇时，金融机构应当审核企业提交的出口合同、出口货物报关单等单证。结汇现钞金额达到规定入境申报金额的，金融机构还应当审核企业提交的经海关签章的携带外币现钞入境申报单正本。

**第十八条** 本细则规定需办理外汇局登记的贸易外汇收支业务，金融机构应当凭外汇局签发的《货物贸易外汇业务登记表》（以下简称《登记表》，见附3）办理，并通过监测系统签注《登记表》使用情况。

**第十九条** 金融机构按规定审核相关单证后，应当在单证正本上签注收付汇金额、日期并加盖业务印章，并留存相关单证正本或复印件备查。

**第二十条** 金融机构在办理贸易外汇收支业务过程中，发现企业存在异常或可疑贸易外汇收支行为的，应当及时向外汇局报告。

### 第三章 出口收入存放境外管理

**第二十一条** 企业可将具有真实、合法交易背景的出口收入存放境外。

**第二十二条** 企业将出口收入存放境外应当具备下列条件：

- （一）具有出口收入来源，且在境外有符合本细则规定的支付需求；
- （二）近两年无违反外汇管理规定行为；

性により外貨現金で決済する場合で、外貨現金を人民元転ずる際には、金融機関は企業が提出した輸出契約、輸出貨物通関申告書などの証憑を審査しなければならない。人民元転じた現金金額が規定の入国申告金額に達した場合、金融機関は企業から提出した税関印のある外貨現金入国申告書の原本を審査しなければならない。

**第十八条** 本細則の規定により外管局への登記が必要となる貿易外貨収支業務に対し、金融機関は外管局が発行した「貨物貿易外貨業務登记表」（以下「登记表」、添付3参照）に基づき業務を取扱い、且つ、モニタリングシステムを通じて「登记表」の使用状況を追記しなければならない。

**第十九条** 金融機関は規定に基づき関連証憑を審査した後、証憑の原本に外貨受取・支払の金額、期日を追記し、業務印を捺印し、その関連証憑の原本或いはコピーを保管しなければならない。

**第二十条** 金融機関は貿易外貨収支業務の取り扱い中に、企業に異常または疑わしい貿易外貨受取・支払行為を発見した場合、直ちに外管局に報告しなければならない。

### 第三章 輸出収入の域外存置管理

**第二十一条** 企業は、真実かつ合法的な取引背景を持つ輸出収入を域外で存置することができる。

**第二十二条** 企業は輸出収入を域外に存置する場合、以下の条件に具備しなければならない：

- （一）輸出収入源を有し、域外で本細則の規定に符合する支払のニーズを持つこと。
- （二）直近2年以内で外貨管理規定に違反する

(三) 有完善的出口收入存放境外内控制度;

(四) 外汇局规定的其他条件。

**第二十三条** 符合本细则第二十二条规定的企业集团, 可由集团总部或指定一家参与出口收入存放境外业务的境内成员公司作为主办企业, 负责对所有参与出口收入存放境外业务的其他境内成员公司的存放境外出口收入实行集中收付。

**第二十四条** 企业开立用于存放出口收入的境外账户(以下简称境外账户)前, 应当选定境外开户行, 与其签订《账户收支信息报送协议》(以下简称《协议》, 见附4), 并到外汇局办理开户登记手续。

企业集团实行集中收付的, 应由主办企业到所在地外汇局办理开户登记手续。主办企业与成员公司属不同外汇局管辖的, 成员公司应先到所在地外汇局办理资格登记手续。

**第二十五条** 企业应持下列材料到外汇局办理开户登记, 并通过监测系统向外汇局报送相关信息:

(一) 法定代表人或其授权人签字并加盖企业公章的书面申请; 首次登记时, 书面申请中应当说明企业根据实际需要确定的年度累计出口收入存放境外规模;

(二) 《出口收入存放境外登记表》(见附5);

(三) 企业与境外开户行签订的《协议》;

行为がないこと。

(三) 健全な輸出収入域外存置の内部コントロール体制があること。

(四) 外貨管理局が規定したその他の条件。

**第二十三条** 本細則第二十二条の規定に符合する企業集団は、集団本部もしくは輸出収入の域外存置業務に参加した域内メンバー企業の1社を主管企業として輸出収入域外存置に参加した全てのその他の域内メンバー企業により域外存置された輸出収入に対する集中支払受取の実施の職責を負うことができる。

**第二十四条** 企業は輸出収入の域外口座(以下は「域外口座」と略)の開設前に、域外の口座開設銀行を選定し、当該銀行と「口座収支情報報告協議」(以下は「協議」と略、添付件4参照)を締結して併せて外管局で口座開設登記手続きを行わなければならない。

企業集団は、集中受取・支払を行う場合、主管企業により所在地の外管局で口座開設の登記手続きを行わなければならない。主管企業とメンバー企業を所轄する外管局が異なる場合、メンバー企業はまず所在地の外管局で資格登記手続きを行わなければならない。

**第二十五条** 企業は以下の資料を持参し外管局で口座開設登記を行い、モニタリングシステムで外管局へ関連情報を報告しなければならない:

(一) 法定代表者もしくはその授権者がサインし企業公章を捺印した書面申請。初回登記時には、書面申請で企業が实际需要に基づき確定した年度累計輸出収入域外存置規模を説明しなければならない。

(二) 「輸出収入の域外存置登记表」(添付5)

(三) 企業と域外口座開設銀行が締結した「協議」



(四) 企业实施出口收入存放境外运作的内控制度(首次登记时提交);

(五) 企业集团实行集中收付的,首次登记时还需提交成员公司情况说明(含关联关系)、成员公司债权债务及相应会计记账管理办法或规章;成员公司与主办企业属不同外汇局管辖的,还需提供成员公司所在地外汇局出具的《出口收入存放境外资格登记表》(见附6);

(六) 外汇局要求的其他材料。

**第二十六条** 企业开立境外账户后,应在规定期限内将账号和账户币种报外汇局备案;境外账户信息发生变更的,应在获知相关信息之日起10个工作日内将变更信息报外汇局备案。

**第二十七条** 企业年度累计存放境外资金不得超出已登记的出口收入存放境外规模。需提高存放境外规模的,企业应向外汇局进行变更登记。

**第二十八条** 境外账户的收支应当具有真实、合法的交易基础,符合中国及开户行所在国家(或地区)相关法律规定。

**第二十九条** 境外账户的收入范围包括出口收入,账户资金孳息,以及经外汇局批准的其他收入;支出范围包括贸易项下支出,境外承包工程、佣金、运保费项下费用支出,与境外账

(四) 企業が実施する輸出収入の域外存置オペレーションの内部コントロール制度(初回登記の際に提出)

(五) 企業集団による集中受取・支払を行う場合、初回登記時にメンバー企業の状況説明(関連関係を含む)、メンバー企業の債権債務とそれに関する会計記帳管理方法または規則を提出しなければならない。メンバー企業と主管企業を管轄する外管局が異なる場合、メンバー企業所在地の外管局により発行された「輸出収入の域外存置資格登记表」(添付6)を提出しなければならない。

(六) 外管局が要求するその他の資料。

**第二十六条** 企業は域外口座の開設後、規定された期限内に口座番号および口座の通貨種類を所在地の外管局に報告し、届出なければならない。域外口座の情報が変更される場合、関連情報を知り得た日から10営業日以内に変更情報を所在地の外管局に報告し、届出なければならない。

**第二十七条** 企業の年度累計の域外存置資金は、既に登録された輸出収入の域外存置規模を超えてはいけない。企業は域外の域外存置規模を上げる必要がある場合、所在地の外管局に変更登記を行わなければならない。

**第二十八条** 域外口座の収支は真実で、合法的取引に基づき、中国及び口座開設銀行の所在国又は地区の関連法律を遵守しなければならない。

**第二十九条** 域外口座の収入範囲は、輸出収入、口座資金による利息、外管局による批准を得たその他の収入を含む、支出範囲は貨物貿易項目下の支出、域外での請負工事、コミッション、

户相关的境外银行费用支出，经外汇局核准或登记的资本项目支出，调回境内，以及符合外汇局规定的其他支出。

**第三十条** 境外账户发生收支业务的，企业应当在发生收支当月结束之日起10个工作日内通过监测系统如实向外汇局报告出口收入存放境外收支情况。

存放境外资金运用出现重大损失的，企业应及时报告外汇局。

**第三十一条** 企业应要求境外开户行按照《协议》约定，按月向外汇局邮寄境外账户对账单。

**第三十二条** 外汇局根据企业报告的相关信息和境外开户行对账单信息，对企业境外账户收支的真实性和存放境外规模情况进行非现场核查，对存在异常情况的企业实施现场核查。

**第三十三条** 企业可根据自身经营需要确定出口收入存放境外期限，或将存放境外资金调回境内。

企业关闭境外账户的，应当在规定期限内持境外开户行的销户通知书向外汇局备案。

**第三十四条** 企业存在违规行为的，外汇局可责令其限期关闭境外账户，并调回账户资金余额。

運送保険費項目下の費用支出、域外口座に関わる域外銀行への費用支出、外管局による審査認可され、又は登記された資本項目の支出、域内への送金、及び国家外管局が規定したその他の支出を含む。

**第三十条** 企業は、域外口座で収支業務が発生した場合、収支業務が発生した当月最終日より10営業日以内にモニタリングシステムで外管局へ輸出収入の域外存置収支状況を報告しなければならない。

域外で存置する資金の運用に重大な損失が発生した場合、企業は遅滞なく所在地の外管局に報告しなければならない。

**第三十一条** 企業は「協議」の約定に基づき、域外口座開設銀行に月毎に所在地の外管局への域外口座出入金ステートメントの送付を要求しなければならない。

**第三十二条** 外管局は、企業が報告した関連情報および域外口座開設銀行により発行された出入金証明に基づき、企業の域外口座収支の真実性および域外存置規模の状況に対しオフサイト検査を行い、異常が存在した企業に対し、オンサイト検査を行う。

**第三十三条** 企業は自ら経営需要に応じて輸出収入の域外存置期限を確定し、または域外に存置した資金を域内へ送金することができる。企業は域外の口座を取消す場合、規定される期限内に域外口座開設銀行の口座閉鎖通知書を持参し、所在地の外管局に届出なければならない。

**第三十四条** 企業に規定違反行為が存在する場合、外管局は一定期間内に域外口座を閉鎖し、且つ残高を域内へ送金させることができる。

**第三十五条** 企业集团实行集中收付的,应当做好成员公司债权债务的管理及相应的会计记账工作,清晰区分各成员公司的债权债务关系及金额。

企业集团存放境外的出口收入调回境内的,应按照资金归属情况相应划入成员公司的境内经常项目外汇账户。

**第三十六条** 国家外汇管理局可根据国际收支形势和外汇管理需要对出口收入存放境外的资格条件、存放规模、期限或调回要求等进行调整。

#### 第四章 企业报告和登记管理

**第三十七条** 符合下列情况之一的业务,企业应当在货物进出口或收付汇业务实际发生之日起30天内,通过监测系统向所在地外汇局报送对应的预计收付汇或进出口日期等信息:

(一) 30天以上(不含)的预收货款、预付货款;

(二) 90天以上(不含)的延期收款、延期付款;

(三) 90天以上(不含)的远期信用证(含展期)、海外代付等进口贸易融资;

(四) B、C类企业在分类监管有效期内发生的预收货款、预付货款,以及30天以上(不含)的延期收款、延期付款;

(五) 同一合同项下转口贸易收支日期间隔超过90天(不含)且先收后支项下收汇金额或先支后收项下付汇金额超过等值50万美元(不

**第三十五条** 企業が支払・受取集中管理を行う場合、メンバー企業の債権債務及び相応する会計記帳など管理を行い、各メンバー企業の債権債務の状況と金額を明確に区分しなければならない。

企業集団は、域外存置された輸出収入を域内へ送金する場合、資金の帰属状況に基づきメンバー企業の域内経常項目外貨口座に入金しなければならない。

**第三十六条** 国家外貨管理局は国際収支情勢及び外貨管理需要に応じて輸出収入を域外に存置する资格条件、存置規模、期限、又は域内への送金などを調整することができる。

#### 第四章 企業報告と届出管理

**第三十七条** 以下のいずれかの状況に符合する業務の場合、企業は貨物輸出入または外貨の受取・支払業務が実際に発生した日より30日以内に、モニタリングシステムを通じて所在地の外管局へ当該外貨の受取・支払または輸出入の日付等の予定情報を報告しなければならない。

(一) 30日超(30日を含まず)の前受け、前払い

(二) 90日超(90日を含まず)のユーザンス回収、延払い

(三) 90日超(90日を含まず)のL/C方式(延期を含む)、海外代付で決済する貿易外貨収支

(四) B、C類企業による分類管理の有効期間内に発生した前受け、前払い、及び30日超(30日を含まず)ユーザンス回収、延払い

(五) 1件の契約における仲介貿易の受取日と支払日との期間が90日超(90日を含まず)となり、且つ「先収後支」(資金受取

<p>含)的业务;</p> <p>(六) 其他应当报告的事项。</p> <p>对于第(一)、(二)、(四)项,企业还需报送关联企业交易信息。</p> <p>对已报告且未到预计进出口或收付汇日期的上述业务,企业可根据实际情况调整相关报告内容。</p> <p><b>第三十八条</b> 对于符合规定的收付汇单位与进出口单位不一致的情况,收汇或进口企业可向所在地外汇局报告,并办理收汇或进口数据的主体变更手续。</p> <p><b>第三十九条</b> 对于除本细则第三十七条至第三十八条规定以外的其他影响贸易外汇收支与进出口一致性匹配的情况,企业可根据实际业务情况自主决定是否向所在地外汇局报送相关信息。</p> <p><b>第四十条</b> 企业办理下列贸易外汇收支业务,应当在付汇、开证、出口贸易融资放款或待核查账户资金结汇或划出前,持书面申请和相关证明材料到外汇局登记:</p> <p>(一) C类企业贸易外汇收支;</p> <p>(二) B类企业超可收、付汇额度的贸易外汇收支;</p> <p>(三) B类企业同一合同项下转口贸易收入金额超过相应支出金额20%(不含)的贸易外汇收支;</p>	<p>後に支払)または「先支後収」(支払後に資金受取)での外貨支払金額が50万米ドル(50万米ドルを含まず)相当額を超える業務。</p> <p>(六) その他の報告すべき事項。</p> <p>第(一)、(二)、(四)項目に対し、企業は関連企業取引情報を報告しなければならない。</p> <p>既に報告したものの、輸出入日または外貨受取・支払の予定日に至っていない上記業務に対しては、企業は実情に基づき関連報告内容を調整することができる。</p> <p><b>第三十八条</b> 規定に符合した外貨受取・支払企業と輸出入企業とが一致しない場合、外貨受取または輸入企業は所在地の外管局に報告し、外貨受取または輸入データの主体変更手続きを行うことができる。</p> <p><b>第三十九条</b> 本細則第三十七条から第三十八条の規定以外に、貿易外貨収支と輸出入の整合性に影響する状況が発生した場合、当該企業は実際の業務状況に基づき、所在地の外管局への関連情報の報告可否を自主的に決定することができる。</p> <p><b>第四十条</b> 企業は、以下の貿易外貨受取・支払業務を行う際、外貨支払、L/C開設、輸出貿易金融の実行または審査待ち口座内資金の人民元転或いは払出しの前に、書面申請および関連する証明資料を持参し、外管局へ登記しなければならない。</p> <p>(一) C類企業による貿易外貨収支</p> <p>(二) B類企業による受取・支払限度額を超える貿易外貨収支</p> <p>(三) B類企業による同一契約内での仲介貿易による貿易外貨収入金額が、相応する支払金額の20%を超える(20%を含まず)貿</p>
---	---

(四) 退汇日期与原收、付款日期间隔在 180 天(不含)以上或由于特殊情况无法按照本细则第十六条规定办理的退汇;

(五) 外汇局认定其他需要登记的业务。

外汇局审核企业提交的资料后, 出具加盖“货物贸易外汇业务监管章”的《登记表》。

## 第五章 非现场核查

**第四十一条** 外汇局依托监测系统按月对企业的贸易外汇收支进行非现场核查。外汇局可根据国际收支形势和外汇管理需要调整核查频率。

纳入非现场核查的数据包括企业最近 12 个月的相关贸易外汇收支、货物进出口和企业报告数据。

**第四十二条** 外汇局根据企业进出口和贸易外汇收支数据, 结合其贸易信贷报告等信息, 设定总量差额、总量差额比率、资金货物比率、贸易信贷报告余额比率等总量核查指标, 衡量企业一定期间内资金流与物流的偏离和贸易信贷余额变化等情况, 将总量核查指标超过一定范围的企业列入重点监测范围。

外汇局根据实际情况设定并调整总量核查指标。

**第四十三条** 外汇局对企业的贸易信贷、出口收入存放境外、来料加工、转口贸易、境外承包

## 易外货收支

(四) 払戻日と元の外貨受取日・支払日との間に 180 日(180 日含まない)以上間隔がある、又は特別な状況で本実施細則第十六条の規定に基づく払戻しを取り扱えない場合。

(五) 外管局が認める、登記が必要となるその他の業務。

外管局は企業が提出した資料を審査した後、「貨物貿易外貨業務監督・管理印」を捺印した「登记表」を発行する。

## 第五章 オフサイト検査

**第四十一条** 外管局はモニタリングシステムを通じ、月次で企業の貿易外貨收支に対してオフサイト検査を行う。外管局は国際収支情勢および外貨管理のニーズに基づき、審査の頻度を調整することができる。

オフサイト検査の対象となるデータには、企業の直近 12 ヶ月間の貿易に関連する外貨收支、貨物輸出入及び企業報告データが含まれる。

**第四十二条** 外管局は企業の輸出入と貿易外貨收支データに基づき、当該企業の貿易与信報告等の情報を参考に、総量差額、総量差額比率、資金貨物比率、貿易与信報告の残高比率等、総量審査指標を設定し、一定期間内の企業の資金の流れと貨物の流れとの乖離、及び貿易与信残高の変化等の状況に基づき、総量審査指標が一定の範囲を超えた企業を重点モニタリング対象範囲に加える。

外管局は、実際の状況に合わせ総量審査指標を設定し、かつ調整することができる。

**第四十三条** 外管局は企業の貿易与信、輸出入の域外存置、来料加工、仲介貿易、域外アウ

工程、进出口退汇等业务，以及区内企业、辅导期企业等主体实施专项监测，将资金流与物流的规模与结构等存在异常或可疑情况的企业列入重点监测范围。

**第四十四条** 外汇局对 B、C 类企业以及经总量核查与专项监测后纳入重点监测范围的企业进行持续、动态监测。对于指标出现较大偏离、连续偏离或相关指标反映情况相互背离的企业，可实施现场核查；对于指标恢复正常的企业，解除重点监测。

**第四十五条** 外汇局依托监测系统对贸易外汇收支情况进行宏观统计和监测分析。

## 第六章 现场核查

**第四十六条** 对核查期内存在下列情况之一的企业，外汇局可实施现场核查：

- (一) 任一总量核查指标与本地区指标阈值偏离程度 50%以上；
- (二) 任一总量核查指标连续四个核查期超过本地区指标阈值；
- (三) 预收货款、预付货款、延期收款或延期付款各项贸易信贷余额比率大于 25%；
- (四) 一年期以上的预收货款、预付货款、延期收款或延期付款各项贸易信贷发生额比率大于 10%；

トソーシング、輸出入決済の取消、及び区内企業、指導期間にある企業等の主体に対する専用モニタリングを行い、資金の流れと貨物の流れの規模と構成に異常または疑わしい状況が発見される企業を重点モニタリング範囲に加えることができる。

**第四十四条** 外管局は、B・C 類企業および、総量審査と専用モニタリングを経て重点モニタリング範囲に組み入れた企業に対し、継続的な動態モニタリングを行う。指標に比較的大きな乖離がある企業、継続的に乖離している、または関連指標が互いに乖離している企業に対してはオンサイト検査を行うことができる。指標が正常な状態に回復した企業に対しては、重点モニタリングを解除する。

**第四十五条** 外管局はモニタリングシステムを受けて貿易の外貨収支状況に対するマクロ統計と観測分析を行う。

## 第六章 オンサイト検査

**第四十六条** 審査期間内に以下のいずれかの状況が存在する場合、外管局はオンサイト検査を実施することができる。

- (一) いずれかの総量審査指標が本地区の指標許容値から 50%以上乖離した場合
- (二) いずれかの総量指標が 4 審査期連続で本地区の指標許容値を超過した場合
- (三) 前受け、前払い、ユーザンス回収、延払の各項目の傍系与信残高比率が 25%より大きい場合
- (四) 一年以上の前受け、前払い、ユーザンス回収、また延払いの各貿易与信発生額比率は 10%より大きい場合

<p>(五) 来料加工工繳费率大于 30%;</p> <p>(六) 转口贸易收支差额占支出比率大于 20%;</p> <p>(七) 单笔退汇金额超过等值 50 万美元且退汇笔数大于 12 次;</p> <p>(八) 外汇局认定的需要现场核查的其他情况。</p> <p>外汇局可根据非现场核查情况, 参考地区、行业、经济类型等特点对上述比例、金额或频次进行调整。</p> <p><b>第四十七条</b> 外汇局对需现场核查的企业, 应制发《现场核查通知书》(见附 7), 并可采取下列一种或多种方式实施现场核查:</p> <p>(一) 要求被核查企业提交相关书面材料;</p> <p>(二) 约见被核查企业法定代表人或其授权人;</p> <p>(三) 现场查阅、复制被核查企业的相关资料;</p> <p>(四) 外汇局认为必要的其他现场核查方式。</p> <p><b>第四十八条</b> 企业应当按下列规定如实提供相关资料, 主动配合外汇局开展现场核查工作:</p> <p>(一) 外汇局要求企业提交相关书面材料的, 企业应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内, 向外汇局提交由法定代表人或其授权人签字并加盖单位公章的书面报告及相关证明资料。书面报告内容应当包括但不限于企业生产经营情况、进出口及收付汇情况、资金</p>	<p>(五) 来料加工の加工賃比率が 30%より大きい場合</p> <p>(六) 仲介貿易の収支の差額が支出比率の 20%より大きい場合</p> <p>(七) 1 件の送金取消金額が 50 万米ドル相当を超え、且つキャンセル件数が 12 件より多い場合</p> <p>(八) 外管局がオンサイト検査が必要と認定したその他の状況。</p> <p>外管局は、オフサイト検査の状況に基づき、地域、業界、経済類型などの特徴を参考に上記比率、金額または頻度に対し調整を行うことができる。</p> <p><b>第四十七条</b> 外管局はオンサイト検査の必要がある企業に対し、「オンサイト検査通知書」(添付 7) を発行の上、以下のいずれかまたは複数の方式によりオンサイト検査を行うことができる。</p> <p>(一) 被検査企業に対する、関連書面資料の提出要求</p> <p>(二) 被検査企業の法定代表者または授権者との面談を実施</p> <p>(三) オンサイトでの被検査企業の関連資料の検閲、コピー</p> <p>(四) 外管局が必要と認めるその他のオンサイト検査方法</p> <p><b>第四十八条</b> 企業は下記規定に従い、事実に基づき関連資料を提供し、外管局のオンサイト検査に自主的に協力しなければならない。</p> <p>(一) 外管局が企業に書面の資料提出を要求した場合、企業は「オンサイト検査通知書」受領後 10 営業日以内に、法人代表者またはその授権者が署名し且つ公印を捺印した書面報告書及び関連証明資料を外管局に提出しなければならない。書面報告書</p>
--	---

<p>流入或流出异常产生的原因；</p> <p>(二) 外汇局约见企业法定代表人或其授权人，企业法定代表人或其授权人应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内到外汇局说明相关情况；</p> <p>(三) 外汇局现场查阅、复制被核查企业相关资料的，企业应当在收到《现场核查通知书》之日起 10 个工作日内准备好相关资料，配合外汇局现场核查人员工作；</p> <p>(四) 外汇局采取其他现场核查方式的，企业应当按外汇局要求做好相关准备工作。</p> <p><b>第四十九条</b> 外汇局根据现场核查情况，确定企业现场核查结果。</p> <p><b>第五十条</b> 在非现场核查或对企业进行现场核查的过程中，发现经办机构存在涉嫌未按规定办理贸易外汇收支业务或报送相关信息行为的，外汇局可采取下列一种或多种方式，对相关金融机构实施现场核查：</p> <p>(一) 要求被核查金融机构提交相关书面材料；</p> <p>(二) 约见被核查金融机构负责人或其授权人；</p> <p>(三) 现场查阅、复制被核查金融机构的相关资料；</p> <p>(四) 外汇局认为必要的其他现场核查方式。</p>	<p>は、企業生産経営状況、輸出入及び外貨受取・支払状況、資金流入または流出における異常発生の原因等の内容を含むものでなければならない。</p> <p>(二) 外管局が企業の法定代表人またはその授権者と面談する場合、当該企業の法定代表人またはその授権者は「オンサイト検査通知書」受領後 10 営業日以内に外管局に出向き、状況説明を行わなければならない。</p> <p>(三) 外管局がオンサイト検査で企業の関連証明書類を検閲、コピーする場合、企業は「オンサイト検査通知書」受領後 10 営業日以内に、関連資料を用意し、外管局のオンサイト検査員の業務に協力しなければならない。</p> <p>(四) 外管局がその他の方式によりオンサイト検査を行う場合、企業は外管局の要求に基づき、関連の準備を行わなければならない。</p> <p><b>第四十九条</b> 外管局はオンサイト検査状況に基づき、企業オンサイト検査結果を確定する。</p> <p><b>第五十条</b> 外管局は、オフサイト検査及び企業に対するオンサイト検査の過程において、取引金融機関が規定に従わずに不正な貿易外貨収支業務を行い、または、関連情報を報告しなかった疑いがあると判明した場合、以下のいずれか、または複数の方式により、関連金融機関に対しオンサイト検査を行うことができる。</p> <p>(一) 被検査金融機関に対する関連資料の書面での提出の要求</p> <p>(二) 被検査金融機関の法定代表人またはその授権者との面談を実施</p> <p>(三) 現場で被検査金融機関の関連資料を検閲、コピー</p> <p>(四) 外管局が必要と認めるその他のオンサイ</p>
---	--



<p>被核查金融机构应当按外汇局要求如实说明情况，提供有关文件、资料。</p> <p><b>第五十一条</b> 需现场查阅、复制被核查企业或金融机构相关资料的，外汇局现场核查人员不得少于 2 人，并出示证件。现场核查人员少于 2 人或者未出示证件的，被核查企业和金融机构有权拒绝。</p> <p style="text-align: center;"><b>第七章 分类管理</b></p> <p><b>第五十二条</b> 核查期内企业遵守外汇管理相关规定，且贸易外汇收支经外汇局非现场或现场核查情况正常的，可被列为 A 类企业。</p> <p><b>第五十三条</b> 存在下列情况之一的企业，外汇局可将其列为 B 类企业：</p> <p>（一）存在本细则第四十六条规定情况之一且经现场核查企业无合理解释；</p> <p>（二）未按规定履行报告义务；</p> <p>（三）未按规定办理贸易外汇业务登记；</p> <p>（四）外汇局实施现场核查时，未按规定的时间和方式向外汇局报告或提供资料；</p> <p>（五）应国家相关主管部门要求实施联合监管的；</p> <p>（六）外汇局认定的其他情况。</p> <p><b>第五十四条</b> 存在下列情况之一的企业，外汇局</p>	<p style="text-align: center;">ト検査方式</p> <p>被検査金融機関は、外管局の要求に従い、事実に基づき状況の説明を行い、関連書類・資料を提供しなければならない。</p> <p><b>第五十一条</b> オンサイトで被検査企業または金融機関の関連書類を検閲・コピーする必要がある場合、外管局のオンサイト検査員の人数は 2 名を下回ってはならず、かつ本人確認書類を提示する。オンサイト検査員が 2 名を下回る、または証明書を提示しない場合、被検査企業と金融機関はオンサイト検査を拒否する権利を有する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第七章 分類管理</b></p> <p><b>第五十二条</b> 検査期間において、企業が、外貨管理の関連規定を遵守し、且つ外管局のオフサイト検査やオンサイト検査を経て外貨の収支状況が正常であると判断された場合、A 類企業に組み入れることができる。</p> <p><b>第五十三条</b> 以下の状況のいずれかに当てはまる企業は、B 類企業に組み入れ可とする。</p> <p>（一）本細則第四十六条が規定するいずれかの状況が存在し、且つオンサイト検査において合理的な説明がない場合</p> <p>（二）規定通りに報告義務を履行しない場合</p> <p>（三）規定通りに貨物貿易の外貨業務登記を行っていない場合</p> <p>（四）外管局がオンサイト検査を実施する際、規定された期限と方法で外管局への報告または資料の提供を行わない場合</p> <p>（五）国家関連主管部門の要求に基づき共同で監督管理を実施する場合</p> <p>（六）外管局が認めるその他の状況</p> <p><b>第五十四条</b> 以下の状況のいずれかが存在する</p>
--	---

可将其列为C类企业:

(一) 最近12个月内因严重违反外汇管理规定受到外汇局处罚或被司法机关立案调查;

(二) 阻挠或拒不接受外汇局现场核查, 或向外汇局提供虚假资料;

(三) B类企业在分类监管有效期届满经外汇局综合评估, 相关情况仍符合列入B类企业标准;

(四) 因存在与外汇管理相关的严重违规行为被国家相关主管部门处罚;

(五) 外汇局认定的其他情况。

**第五十五条** 国际收支出现或可能出现严重失衡时, 外汇局可直接将资金流与货物流规模与结构等存在异常或可疑情况的重点监测企业列为B类或C类企业。

**第五十六条** 外汇局在确定B类企业和C类企业前, 将《分类结论告知书》(见附8)通知相关企业。如有异议, 企业可自收到通知之日起7个工作日内向外汇局提交书面情况说明及相关证明材料进行申述。

企业在规定时间内提出异议的, 外汇局应当对其分类情况进行复核, 并根据复核情况确定其分类结果。

**第五十七条** 外汇局向金融机构发布企业分类信息, 并可将企业分类信息向相关管理部门通报, 必要时可向社会公开披露。

企業は、外管局はC類企業に組み入れることができる。

(一) 直近12ヶ月に、外貨管理規定の重大な違反により外管局により処罰、もしくは司法機関により立件調査された場合。

(二) 外管局がオンサイト検査を実施する際、検査を拒否、または協力しない場合、または外管局に虚偽の資料を提出した場合。

(三) B類企業が分類監督管理有効期限到来後の外管局の総合評価において、状況が依然としてB類企業基準に合致する場合。

(四) 外貨管理関連の重大な違反行為を犯し、国家関連主管部門に処罰された場合。

(五) 外管局が認めるその他の状況。

**第五十五条** 国際収支に深刻な不均衡が発生し、又はその可能性がある場合、外管局は資金の流れと貨物の流れと構造などに異常又は疑わしい状況が存在している重点監督管理企業を直接「B類企業」又は「C類企業」とすることができる。

**第五十六条** 外管局は「B類企業」と「C類企業」を確定する前に、『分類結果通知書』(添付5)を関連企業に通知する。異議がある場合、企業は書面通知受領後7営業日以内に、外管局に書面の状況説明及び関連証明資料を提出し、陳述を行うことができる。

企業が規定の期限内に異議を申し立てた場合、外管局はその分類状況について再審を行い、再審状況に基づきその分類結果を確定しなければならない。

**第五十七条** 外管局は、金融機関に企業分類情報を公布し、且つ企業分類情報を関連管理部門に通報する。必要がある場合、社会に公開することができる。

**第五十八条** B、C类企业的分类监管有效期为一年。

**第五十九条** B、C类企业分类监管有效期届满时，外汇局应当对其在监管有效期内遵守相关外汇管理规定情况进行综合评估，根据其资金流与货物流偏离的程度、变化以及是否发生违规行为等调整分类结果。

在分类监管有效期内指标情况好转且没有发生违规行为的B类企业，自列入B类之日起6个月后，可经外汇局登记办理本细则第六十条第（五）、（六）项所限制的业务。

外汇局在日常管理中发现企业存在本细则第五十三条、第五十四条规定行为的，可随时降低其分类等级，将A类企业列入B类或C类，或将B类企业列入C类。

**第六十条** B类企业在分类监管有效期内的贸易外汇收支业务应当按照以下规定办理：

（一）对于以汇款方式结算的（预付货款、预收货款除外），金融机构应当审核相应的进、出口货物报关单和进、出口合同；对于以信用证、托收方式结算的，除按国际结算惯例审核有关商业单据外，还应当审核相应的进、出口合同；对于以预付货款、预收货款结算的，应当审核进、出口合同和发票；

（二）金融机构应当对其贸易外汇收支进行电

**第五十八条** B、C類企業の分類監督管理有効期限は1年とする。

**第五十九条** B、C類企業の分類監督管理有効期限到来時に、外管局は当該企業に対し、監督管理有効期間内の関連外貨管理規定の遵守状況について総合的な評価を行い、当該企業の資金の流れと貨物の流れの乖離の程度、変化及び違法行為の有無等によって、分類結果を調整しなければならない。

分類監督管理有効期間中に、指標状況が良くなり、且つ違法行為が発生していないB類企業は、B類に列挙された日より6ヶ月以後、外管局の登記を経て本細則第六十条（五）、（六）で制限された業務を取り扱うことができる。

外管局は、日常管理において企業が本細則第五十三条、第五十四条に規定される行為を行ったことを発見した場合、随時、当該企業のカテゴリを引下げ、A類企業をB類またはC類に、B類企業をC類に組み入れることができる。

**第六十条** B類企業は、分類監督管理有効期間中の貿易外貨収支業務について、以下の規定に基づき行わなければならない。

（一）、送金方式による決済に対して（前払い、前受けは除く）、金融機関はこれに関わる輸入・輸出貨物通関書、輸入・輸出契約書を審査しなければならない。L/C、取立方式の決済に対しては、国際決済慣例に基づく関連商業エビデンス審査以外に、該当する輸入・輸出契約書を審査しなければならない。前払い、前受け決済に対しては、該当する輸入・輸出契約書、インボイスを審査しなければならない。

（二）金融機関は、貿易外貨収支に対し電子デ

子数据核查；超过可收、付汇额度的贸易外汇收支业务，金融机构应当凭《登记表》办理；

（三）对于转口贸易外汇收支，金融机构应当审核买卖合同、支出申报凭证及相关货权凭证；同一合同项下转口贸易收入金额超过相应支出金额 20%（不含）的贸易外汇收支业务，金融机构应当凭《登记表》办理；

（四）对于预收货款、预付货款以及 30 天以上（不含）的延期收款、延期付款，企业须按照本细则规定向所在地外汇局报送信息；

（五）企业不得办理 90 天以上（不含）的延期付款业务、不得签订包含 90 天以上（不含）收汇条款的出口合同；

（六）企业不得办理收支日期间隔超过 90 天（不含）的转口贸易外汇收支业务；

（七）其他贸易外汇收支业务，按照本细则第二章有关规定办理；

（八）外汇局规定的其他管理措施。

**第六十一条** C 类企业在分类监管有效期内的贸易外汇收支业务应当按照以下规定办理：

（一）逐笔到所在地外汇局办理登记手续。

外汇局办理登记手续时，对于企业以汇款方式结算的（预付货款、预收货款除外），审核相应的进、出口货物报关单和进、出口合同；以信用证、托收方式结算的，审核进、出口合

一タ検査を行う。外貨受取限度額、外貨支払限度額を超える貿易外貨収支業務に対しては、金融機関は「登记表」に基づき取扱わなければならない。

（三）仲介貿易外貨収支に対し、金融機関は該当する売買契約、支出申告エビデンス及び関連貨物所有権エビデンスを審査しなければならない。同一契約の仲介貿易収入金額が相応する支出金額 20%を超える貿易外貨収支業務に対し、金融機関は「登记表」に基づき取り扱わなければならない。

（四）前受け、前払い、及び 30 日超（30 日を含まず）のユーザンス回収、延払いに対し、企業は本細則の規定に基づき、所在地外管局に情報を報告しなければならない。

（五）企業は、支払期間が 90 日超（90 日を含まず）の延払業務を行ってはならず、90 日超（90 日を含まず）の外貨回収条項を含んだ輸出契約を締結してはならない。

（六）企業は、受取・支払日の間隔が 90 日超（90 日を含まず）の仲介貿易外貨収支業務を行ってはならない。

（七）その他の貿易外貨収支業務については、本細則第二章の関連規定に基づき取扱う。

（八）外管局が規定するその他の管理措置

**第六十一条** C 類企業は、分類監督管理有効期間中の貿易外貨収支業務について、以下の規定に基づき行わなければならない：

（一）所在地外管局に都度登記手続きを行う。

外管局は登記手続きを行う際、企業が送金方式（前払い、前受けは除く）で決済する場合は、これに関わる輸入・輸出貨物通関書、輸入・輸出契約書を審査する。

同；以预付、预收货款方式结算的，审核进、出口合同和发票；对于单笔预付货款金额超过等值 5 万美元的，还须审核经金融机构核对密押的外方金融机构出具的预付货款保函；

(二) 对于预收货款、预付货款以及 30 天以上（不含）的延期收款、延期付款，企业须按本细则规定向所在地外汇局报送信息；

(三) 企业不得办理 90 天以上（不含）的远期信用证（含展期）、海外代付等进口贸易融资业务；不得办理 90 天以上（不含）的延期付款、托收业务；不得签订包含 90 天以上（不含）收汇条款的出口合同；

(四) 企业不得办理转口贸易外汇收支；

(五) 企业为跨国集团集中收付汇成员公司的，该企业不得继续办理集中收付汇业务；企业为跨国集团集中收付汇主办企业的，停止整个集团的集中收付汇业务；

(六) 外汇局规定的其他管理措施。

**第六十二条** 已开办出口收入存放境外业务的企业被列为 B 类的，在分类监管有效期内，企业出口收入不得存放境外账户，不得使用境外账户对外支付。外汇局可要求其调回境外账户资金余额。

L/C、取立方式で決済する場合は、輸入・輸出契約書とインボイスを審査する。前払、前受で決済する場合は、輸入・輸出契約書、インボイスを審査する。1 件につき 5 万米ドル相当を超える前払に対しては、金融機関による確認済みテストキーを付された、域外金融機関が発行した前払に関する保証状を審査しなければならない。

(二) 前受、前払、及び 30 日超（30 日を含まず）のユーザンス回収、延払に対し、企業は本細則の規定に基づき所在地外管局へ関連情報を報告しなければならない。

(三) 企業は 90 日超（90 日を含まず）のユーザンス L/C（延長を含む）、海外代付等輸入貿易融資業務を行ってはならず、90 日超（90 日を含まず）の延払い、取立業務を行ってはならず、90 日超（90 日を含まず）の外貨回収条件を含んだ条項の輸出契約を締結してはならない。

(四) 企業は仲介貿易における外貨受取・支払を行ってはならない。

(五) 企業が多国籍企業グループにおける外貨集中受取・支払業務のメンバー企業である場合、当該企業は外貨集中受取・支払業務を継続して行ってはならない。企業が多国籍企業グループにおける外貨集中受取・支払業務の主管企業の場合、当該企業グループ全体の外貨集中受取・支払業務を停止しなければならない。

(六) 外管局が規定するその他の管理措置。

**第六十二条** すでに輸出収入の域外存置業務を利用している企業が B 類に組み込まれた場合、当該企業は分類監督管理の有効期間内に、域外口座に輸出収入の存置を行ってはならず、域外口座による対外支払いを行ってはならない。外管局は、当該企業に対し、域外口座の預金残高

被列为 C 类的，企业应当于列入之日起 30 日内关闭境外账户并调回境外账户资金余额。

## 第八章 电子数据核查

**第六十三条** 外汇局建立贸易外汇收支电子数据核查机制，对 B 类企业贸易外汇收支实施电子数据核查管理。外汇局根据企业贸易进出口的实际情况确定其可收、付汇额度。

B 类企业应当在其可收付汇额度内办理贸易外汇收支。

**第六十四条** 外汇局按下列方式确定 B 类企业的可收付汇额度：

（一） 外汇局根据企业实际发生的进出口贸易类别，结合非现场核查和现场核查情况，确定相应的收付汇比率。企业贸易进出口可收、付汇额度，按对应收付汇日期在分类监管有效期内的进出口货物报关单成交总价与相应收付汇比率的乘积累加之和确定；

（二） 预收货款可收汇额度和预付货款可付汇额度，由外汇局根据非现场核查和现场核查情况，结合企业的业务特点确定。

**第六十五条** 金融机构在办理 B 类企业付汇、开证、出口贸易融资放款或待核查账户资金结汇或划出手续时，应当进行电子数据核查，通过监测系统扣减其对应的可收付汇额度。

を域内に回収するよう要求することができる。C 類に組み込まれた企業は、認定日より 30 日以内に、域外口座を閉鎖し、その残高を域内に回収しなければならない。

## 第八章 電子データ検査

**第六十三条** 外管局は貿易外貨収支の電子データ検査体制を構築し、B 類企業による貿易外貨収支に対し、電子データの照合検査管理を行う。外管局は企業の輸出入貿易の実情に基づき、当該企業の外貨受取・支払可能限度額を確定する。

B 類企業は、その限度額内で貿易外貨収支を行わなければならない。

**第六十四条** 外管局は以下の方法に基づき B 類企業の外貨受取・支払可能限度額を設定する。

（一） 外管局は、企業の実際に発生した輸出入貿易種別に基づき、オフサイト検査とオンサイト検査の状況を加味した上で、当該外貨受取・支払比率を確定する。企業の貿易における輸出入外貨受取・支払限度額は、外貨受取・支払日に対応して分類監督管理の有効期間内に行われた輸出入貨物の通関申告書に記載された成約総額と、それに対応する外貨受取・支払比率の積の累計値により確定する。

（二） 前受の外貨受取可能限度額と前払金の外貨支払可能限度額は、外管局がオフサイト検査とオンサイト検査の状況に基づき、企業の業務の特徴を加味した上で確定する。

**第六十五条** 金融機関は、B 類企業のために、外貨支払、L/C 開設、輸出貿易金融の実行または照合審査待ち口座内の資金の人民元転または振替の手続きを行う場合、電子データ検査を行

**第六十六条** B类企业超过可收付汇额度的贸易外汇收支业务，应当到外汇局办理贸易外汇业务登记手续。

**第六十七条** B类企业代理其他企业进出口对应的外汇收支纳入电子数据核查范围。

## 第八章 罚则

**第六十八条** 企业和金融机构应当按照本细则及其他相关规定办理贸易外汇收支业务，对违反规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》（以下简称《条例》）等相关规定处罚。

**第六十九条** 企业有下列行为之一的，依据《条例》第四十三条规定，由外汇局给予警告，处违法金额 30% 以下的罚款：

- （一）办理贸易外汇收支违反外债管理规定；
- （二）代理进口业务，代理方未付汇，且违反外债管理规定。

**第七十条** 金融机构有下列行为之一的，依据《条例》第四十七条规定，由外汇局责令限期改正，没收违法所得，并处 20 万元以上 100 万元以下的罚款；情节严重或逾期不改的，由外汇局责令停止经营相关业务：

った上で、モニタリングシステムを通じて当該企業の外貨受取・支払可能限度額から当該金額を控除しなければならない。

**第六十六条** B 類企業は外貨受取・支払可能限度額を超える貿易外貨収支業務を行う場合、外管局へ貿易外貨業務登記手続きを行わなければならない。

**第六十七条** B 類企業による他の企業の輸出入代理における外貨収支は、電子データ検査範囲に含まれる。

## 第八章 罰則

**第六十八条** 企業と金融機関は本細則及びその他関連規定に基づき、貿易外貨収支業務を行わなければならない。規定に違反した場合、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」（以下「条例」）等の関連規定に則り処罰する。

**第六十九条** 企業に以下のいずれかの行為がある場合、外管局は「条例」第四十三条の規定に基づき、当該企業に警告を与え、違法金額の 30% 以下の罰金を課す。

- （一）外債管理規定に違反して貿易外貨収支業務を行った場合。
- （二）輸入業務を代行し、代行者が外貨送金を行わず、かつ外債管理規定に違反した場合。

**第七十条** 金融機関に以下のいずれかの行為がある場合、外管局は「条例」第四十七条の規定に基づき、期限内での業務改善を命じ、違法所得を没収し、20 万元以上 100 万元以下の罰金を課す。重大な違法行為または期限までに改善されないものについては、外管局は関連業務の経営の停止を命令する。

(一) 未按照本细则及相关规定审核贸易进出口交易单证的真实性及其与外汇收支的一致性，办理贸易外汇收支业务；

(二) 未按照本细则及相关规定，办理结汇、售汇业务。

**第七十一条** 有下列行为之一的，依据《条例》第四十八条规定，由外汇局责令改正，给予警告，处 30 万元以下的罚款：

(一) 未按照本细则及相关规定进行国际收支统计申报和贸易外汇收支信息申报；

(二) 未按照本细则及相关规定提交有效单证、资料或者提交的单证、资料不真实；

(三) 未按本细则及相关规定将贸易外汇收入纳入待核查账户，待核查账户收支超范围、待核查账户之间资金相互划转等违反外汇账户管理规定；

(四) 未按照本细则及相关规定办理贸易外汇业务登记（含报告）手续；

(五) 拒绝、阻碍外汇管理机关依法进行检查或核查；

(六) 未按照本细则及相关规定留存相关资料或留存不全。

## 第十章 附则

**第七十二条** 本细则所列核查指标含义如下：

(一) 总量差额是指企业最近 12 个月内被外汇

(一) 本细则及相关规定に基づき、取引書類の真实性及びそれらと外貨取引との一致性を審査することなく貿易外貨取引を行った場合。

(二) 本细则及相关规定に基づくことなく人民元転、外貨転業務を行った場合

**第七十一条** 以下のいずれかの行為がある場合、外管局は「条例」第四十八条の規定に基づき、期限内に業務改善を命じ、警告を与え、30 万元以下の罰金を課す。

(一) 本细则及相关规定に基づき国際收支統計申告及び貿易外貨収支情報申告を行わない場合。

(二) 本细则及相关规定に基づき有効なエビデンス、資料を提出しない、または提出したエビデンス、資料に虚偽がある場合。

(三) 本细则及相关规定に基づき貿易受取外貨を照合審査待ち口座に入金する際に、照合審査待ち口座の収支の範囲を超える、照合審査待ち口座間での資金の相互移動を行う等、外貨口座管理規定に違反する場合。

(四) 本细则及相关规定に基づき貿易外貨業務登記（報告を含む）等の手続きを行わない場合。

(五) 外貨管理機関の法律に基づく検査または照合審査を拒否、妨害した場合。

(六) 本细则及相关规定に基づき、関連資料を保管せず、または保管が不完全である場合。

## 第十章 附則

**第七十二条** 本细则で挙げている総量検査指標の定義は以下の通り。

(一) 総量差額とは、直近 12 ヶ月に、外管局の



局纳入核查的贸易收支累计差额与货物进出口累计差额之间的偏差；

（二）总量差额比率是指总量差额与该企业同期被外汇局纳入核查的进出口和贸易外汇收支累计规模之间的比率；

（三）资金货物比率是指企业最近 12 个月内被外汇局纳入核查的贸易外汇收支累计规模与同期进出口累计规模之间的比率；

（四）贸易信贷报告余额比率是指企业根据本细则第三十七条第一款第（一）项、第（二）项规定进行贸易信贷报告的月末余额合计与企业最近 12 个月内进出口和贸易外汇收支累计规模之间的比率；

（五）一年期贸易信贷发生额比率是指企业根据本细则第三十七条第一款第（一）项、第（二）项规定进行的一年期以上预收货款、预付货款、延期收款、延期付款各项贸易信贷报告发生额与企业最近 12 个月内相应的收汇、付汇、出口及进口规模之间的比率。

**第七十三条** 本细则所称离岸账户，是指境外机构按规定在依法取得离岸银行业务经营资格的境内银行离岸业务部开立的境外机构 OSA 账户。

依法取得离岸银行业务经营资格的境内银行离岸业务部适用于本细则第三章中境外银行的管理内容。离岸银行业务部按照本细则规定办理的企业出口收入，纳入外债统计，不纳入规模管理；非居民离岸账户与境内居民账户之间资金往来，应按规定进行国际收支统计申报。

審査に組み入れられた企業の貿易収支累計差額と貨物輸出入累計差額との間の乖離を指す。

（二）総量差額比率とは、外管局の検査に組み入れられた、同期間内における当該企業の輸出入と貿易外貨収支累計規模に対する総量差額の比率を指す。

（三）資金貨物比率とは、直近 12 ヶ月に、外貨管理局の検査に組み入れられた企業の輸出入累計額に対する貿易外貨収支累計額の比率を指す。

（四）貿易与信報告残高比率とは、企業の直近 12 ヶ月の輸出入と貿易外貨収支累計額に対し、企業が本細則の第三十七条第（一）、（二）項に基づく貿易与信報告の月末残高合計との比率を指す。

（五）年間貿易与信発生額比率とは、企業の直近 12 ヶ月の相応する外貨受取、支払、輸出と輸入規模に対し、企業が本細則の第三十七条第（一）、（二）項に基づいて行う 1 年以上の前受け、前払い、ユーザンス回収、延払いの各項目貿易与信報告発生額の比率を指す。

**第七十三条** 本細則で言うところのオフショア口座とは、域外機関が、規定に基づいてオフショア銀行業務経営資格を有する域内銀行のオフショア業務部門で開設した域外機関 OSA 口座を指す。

法律に則り、オフショア銀行業務経営資格を取得した域内銀行のオフショア業務部門は、本細則第三章の域外銀行の管理内容も適用する。オフショア銀行業務部門が本細則の規定に基づき取り扱う企業の輸出収入は、外債統計に算入し、規模管理に算入しない。非居住者オフショア口座と域内居民者口座間の資金移動には、規定に基づき国際収支統計申告を行わなければならない。

**第七十四条** 本细则所称关联企业交易是指存在直接或间接控制关系或重大影响关系的企业间贸易行为。关联关系主要包括以下类型：

- (一) 母子公司关系；
- (二) 直接或间接同为第三方所控制或同时控制第三方；
- (三) 一方对另一方财务或经营决策过程具有参与权利并可施加一定影响。

**第七十五条** 本细则涉及的纸质文件资料，包括商业单据、有效凭证、证明材料的原件或复印件，以及申请书、《登记表》、《协议》、《出口收入存放境外登记表》、《出口收入存放境外资格登记表》、《分类结论告知书》以及《现场核查通知书》的原件，均应作为重要业务档案留存备查。企业、金融机构以及外汇局应当妥善保管相关业务档案，留存5年备查。

**第七十六条** 本细则规定的比率、金额、期限均含本值，明确规定不含本值的除外。

本细则规定的日期均为自然日，明确规定为工作日的除外。

**第七十七条** 本细则由国家外汇管理局负责解释，自2012年8月1日起施行。

**第七十四条** 本細則でいう関連企業取引は直接又は間接な支配関係又は重大影響関係のある企業間の貿易取引である。関連関係は以下の種類を含む：

- (一) 親子会社関係
- (二) 直接又は間接に同じく第三者に支配され又は同時に第三者を支配する場合
- (三) 一方がもう一方の財務又は経営戦略策定の過程において、参与する権利を有し、且つ一定の影響を与える。

**第七十五条** 商業書類、有効な証憑、証明資料の原本或いは写し、申請書・「登记表」・「協議」・「輸出収入域外存置登记表」・「輸出収入域外存置資格登记表」・「分類結果通知書」・「オンライン検査通知書」の原本を含む本細則が関わる紙ベースの文書資料は、いずれも重要な業務ファイルとして検査に備えて保存しなければならない。企業、金融機関及び外管局は関連ファイルを適切に保管し、検査に備えて5年間保存しなければならない。

**第七十六条** 本細則が定めた比率、金額、期限は、明確にその数値を含まないと定めた場合を除き、いずれもその数値自体を含む。

営業日と規定している場合を除き、本細則が規定する日付はいずれも自然日である。

**第七十七条** 国家外貨管理局は本細則の解釈の責任を負う。本細則は2012年8月1日より実施する。

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司トランザクションバンキング部中国調査室】

■弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。  
■当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。